

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条 定義

（省略）

第二条 適用範囲

1 この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

2 この協定は、次のものについては、適用しない。

（a）政府調達

（b）政府の権限の行使として提供されるサービス

（c）締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む）。ただし、第二十条に規定するものを除く。

（省略）

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九十九年十月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー

【マイナンバー法等の一部改正法案】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

立憲民主党 福田昭夫

背景

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、健康・医療に関する多くのデータに基づくより良い医療を受けていただくことが可能、転職時の健康保険証の切替が不要といった様々なメリットがある。こうしたメリットをより多くの国民、関係者の皆様に早くお届けできるよう、2024年秋の健康保険証の廃止を目指している。
- 健康保険証の廃止に向けては、マイナンバーカードの取得の促進を徹底することが重要であり、乳幼児を含むすべての方がマイナンバーカードを持ち得るよう、カードの交付手続や様式の見直しが必要。他方で、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に、必要な保険診療を確実に受けられるようにすることも必要。
- このため、乳児（申請時に1歳未満の者）に交付するカードの交付手続・様式を見直すとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が保険診療を受ける際の手続に係る環境整備を行うこととする。



マイナンバー法の一部改正

- 申請時に一定年齢未満（1歳未満）の者に交付するマイナンバーカードについて、顔写真を不要とする。

健康保険法等の一部改正

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
- 長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。
- 健康保険証の廃止に伴い不要となる規定（有効期間の設定等）を削除。
- 発行済みの健康保険証を1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

改正の効果

- 乳児について、マイナンバーカードの交付に係る手続を見直し、顔写真の提出を不要とすることにより、速やかなカード交付を可能とする。
- 健康保険証廃止後も、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が保険診療を受けることを可能とする。

施行期日：公布の日から1年6月以内の政令で定める日³

出典：デジタル庁資料等より抜粋

【マイナンバー法等の一部改正法案】 公金受取口座の登録における「行政機関等経由登録の特例制度」の創設 改正概要

背景

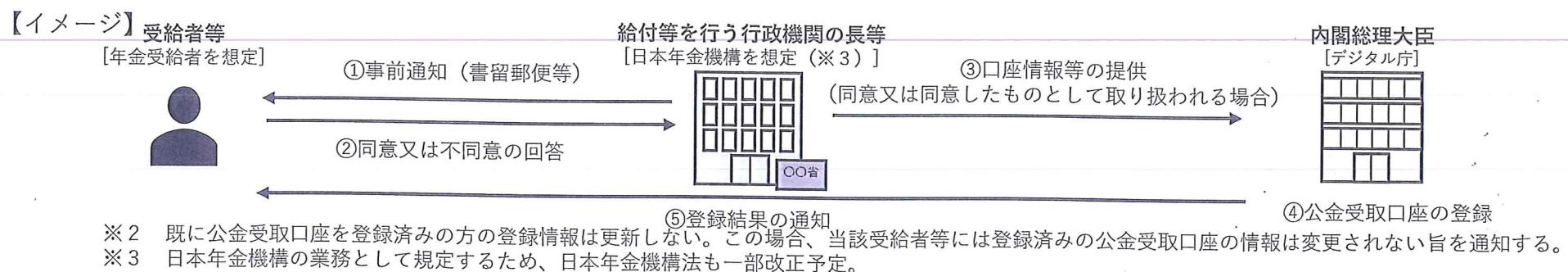
- 現行法では、①マイナポータル経由、②行政機関等経由、③金融機関経由[2023年度下期以降順次開始予定]の3種類の登録方法がある。
- 迅速かつ確実な給付の実現に向け、デジタルに不慣れな方でも簡易に公金受取口座の登録ができるよう登録方法の拡充を図る。

[2023年2月末時点の登録件数は約4,475万件]

公金受取口座登録法の一部改正（「行政機関等経由登録の特例制度」の創設）

- 給付口座情報等を保有する行政機関の長等から、受給者等に対し下記を事前通知（書留郵便等）。
 - ・ 口座情報等を内閣総理大臣（デジタル庁）に提供することに同意又は不同意の回答を求める旨、
 - ・ 同意の場合には当該口座情報等が登録される旨、
 - ・ 一定期間（30日以上を想定）内に回答がないときは同意したものとして取り扱われる旨 等
- 受給者等が同意した場合又は同意したものとして取り扱われる場合、行政機関の長等は当該情報を内閣総理大臣に提供できる。
- 内閣総理大臣は当該口座情報等を公金受取口座として登録し、登録結果を受給者等に通知する。

※1 給付毎に口座を使い分ける方も想定され、どの口座が登録されるのかという受給者の混乱を回避するため、特例制度の対象となる給付を限定する必要がある。その限定にあたっては、ご高齢の方の登録率等も踏まえ、年金給付を対象に実施することを想定。



改正の効果

- デジタルに不慣れな方も簡易に公金受取口座の登録を行うことを可能にするとともに、給付の迅速化を図る。

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日 6